

別紙 1

アートウォール制作業務委託仕様書

1 委託件名
アートウォール制作業務

2 委託期間
契約締結日から令和2年11月29日（金）

3 場所
横須賀市新港町15-5（資源循環第3事務所付近）



4 業務の目的

横須賀市（以下「本市」という。）では、1万メートルプロムナード上の老朽化により停止した既存の流水施設を利用して「見たくなる、行きたくなる、写真を撮りたくなる」おしゃれなアートウォールを制作し、完成後も SNS 等で話題になりにぎわいを創出することを目的とする。

5 業務内容

- (1) アートウォール制作に関する事項
 - ・既存流水施設を利用したアートウォール下地作成
 - ・コンテンツの募集
 - ・コンテンツの設置（貼り付け）に関する事項（デザイン・配置から現地貼付けまで）
- (2) アートウォールの発信及び効果検証に関する事項
- (3) アートウォールの将来への有効的利活用に関する提案

6 既存流水施設（壁泉）におけるアートウォール制作部分の概要

- (1) サイズ 幅 約 50 メートル、高さ 2.4 メートル（中央部に配置）
- (2) 形状 波型
- (3) 深さ 5cm 程の流水池があるが、本市土木部が別の業者に委託し埋める。

7 全業務共通事項

- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (3) 各業務を履行するにあたり、事前打合せ及び進捗状況の報告等を月に1回以上行うこと。また、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえで作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い、万全の対策を講じること。
- (5) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (6) アートウォールのコンテンツテーマは、「愛・LOVE」とすること。
- (7) アートウォールの素材の一部を横須賀市立横須賀総合高校と連携して作成すること。

- (8) 既存流水施設の表面を覆う下地については、屋外であることを考慮し、アルポリックと同等の耐久性があり、強固で安全なものにしなければならない。
- (9) コンテンツは、今回設置する下地に貼り付ける手法とすること。
- (10) 流水施設の下地作成については、土木部発注の工事と連携すること。
- (11) コンテンツの設置については、屋外であることと複数年同一デザインで掲示していくことを考慮した耐久性のある素材を使用しなければならない。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。
- (12) アートウォールは、令和2年6月末までに完成させること。
- (13) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むこと。
- (14) 受託者が本仕様書に基づき作製したアートウォールの著作権は、全て本市に帰属する。よって、受託者は、アートウォールに使用するすべての著作権処理を済ませなければならない。
- (15) 将来的にコンテンツの貼り替えが想定されるため、受託者は、コンテンツの掲載期間満了日を制定せず、コンテンツの貼り替えを本市が独自で行う旨の了承をコンテンツ提供者に得なくてはならない。
- (16) 契約の履行または不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害賠償しなければならない。
- (17) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、協議のうえ決定すること。

8 成果品の納品

本業務の成果品は、現地に制作するアートウォール（下地等含む）及び次に定めるものとし、アートウォール以外の納品先は横須賀市政策推進部政策推進課とする。また、成果品およびその著作権は横須賀市の所有とする。

- (1) アートウォール完成デザイン
 - ① 完成デザイン画 3部（A3以上カラー印刷）
 - ② それぞれのコンテンツ（素材） 3部（A4カラー印刷）
 - ③ 電子データ1枚（記録媒体（CD-ROM）に記録したもの）
 - ※ 電子データは、画像データ形式に加え、JPEGとPDF形式で記録する。
- (2) アートウォール現地完成写真
 - ① 現地完成写真（全体像・各コンテンツ別） 3部（A4カラー印刷）
 - ② 電子データ1枚（記録媒体（CD-ROM）に記録したもの）
 - ※ 電子データは、画像データ形式に加え、JPEGとPDF形式で記録する。
- (3) コンテンツ提供者の個人情報（氏名、連絡先、メールアドレス、住所）
- (4) その他、本市が本業務の成果品として必要と認めるもの。

9 委託料の支払い

受託者は、電子データの提出が完了後、速やかに所定の「物件納入書」を本市に提出し、本市の検査を受けなければならない。

委託料は、本市の検査に合格し、受託者から請求書を受領後、速やかに代金を支払うものとする。

10 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、本市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、本市の指示に従うものとする。